

## 研究費に係る不正行為に関する取引業者の処分方針

2021年11月10日 研究委員会決定

東京経済大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日文部科学大臣改正）を踏まえ、研究費に係る不正な対応を行った取引業者に対する処分方針を以下の通り定める。

1. 取引業者が以下の行為を行った場合は、2ヵ月以上24ヵ月以内の取引停止処分とする。
  - (1) 本学に対し架空請求を行ったとき。
  - (2) 本学に対し納品の事実を偽ったとき。
  - (3) 本学に対し不誠実な行為を働いたとき。
  - (4) その他本学が不正な行為と認めたとき。
  
2. 上記1に掲げる場合のほか、取引業者の代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法等の規定により罰金刑を宣告され、取引の相手方として不適當であると認められるときは、1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。
  
3. 処分の決定
  - (1) 上記1及び2についての具体的な処分期間は、研究委員会が決定する。
  - (2) その他、本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたことが判明したときは、その社会的影響を勘案し、研究委員会が処分内容を決定する。

以 上